

## 令和 8 年度起業意識醸成事業 業務委託仕様書

### 1 事業の目的

起業の入口段階における意識啓発を通じて、起業家予備軍の掘り起こしを図り、起業マインドを醸成することにより、起業の裾野拡大を図る。

### 2 委託業務の内容

起業家予備軍等を対象として、起業の入口段階における意識啓発及び起業マインドの醸成に資するセミナーやワークショップ、先輩経営者との交流会等のイベントを開催すること。

- ・ 委託期間中、8 回程度のイベントを開催すること。
- ・ 開催場所は、特定の地域に偏ることなく、都市部以外の地域を含め、県内の幅広い地域で開催するよう配慮すること。
- ・ イベントの参加人数は、概ね30名以上を目標とすること。
- ・ イベントの参加者には、必ずアンケートを実施し、イベントの感想や起業に関する意識等について把握に努めること。
- ・ イベントの実施に当たっては、県内民間スタートアップ拠点のほか、次に例示するような組織・団体等との連携を図りながら実施すること。

#### 【想定される連携先の例 ※記載の主体以外との連携も可】

- ・ 県内民間スタートアップ拠点
  - ①SN@P（新潟市）、②MGNET（燕市）、③asto（十日町市）、④taneCREATIVE（佐渡市）、⑤CLIP長岡（長岡市）、⑥FURUSATTO（上越市）、⑦HARDOFF Startup Shibata（新発田市）、⑧湯沢きら星BASE（湯沢町）、⑨だんろの家（湯沢町）
- ・ 大学、高専等の高等教育機関
- ・ 市町村
- ・ ベンチャーキャピタル
- ・ 金融機関
- ・ 本県にゆかりのあるスタートアップ など

### 3 事業の対象地域

本事業は、原則として新潟県内を対象地域とする。

### 4 事業実施期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

### 5 実績報告

#### (1) 提出物

##### ① 実施報告書

報告書の作成に当たっては、以下の項目を盛り込むこと。

##### ・ 実施概要

（実施日、実施場所、実施内容、実施方法、参加者一覧、参加者へのアンケート結果等をまとめたもの など）

##### ・ 事業実施による成果とそれに対する評価、課題等

##### ② 公表用資料

事業の実施概要や成果が分かる公表用資料（A 4 数枚程度のポンチ絵）を作成すること

#### (2) 提出媒体

①及び②について、電子媒体及び紙媒体 各 1 部

#### (3) 提出期限：令和 9 年 2 月 26 日（事業実施期間の最終日まで）

## 6 委託対象となる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

## 7 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。
- (2) 法規制等の見直し状況を注視し、プログラム及びイベント開催等の運用・管理を行うこと。
- (3) 県は必要に応じて業務の実施状況について随時実地調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示を行うものとする。
- (4) 本事業実施にあたり、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等）並びに肖像権及びパブリシティ権等（以下、合わせて「知的財産権等」という。）について処理済みの素材を使用すること。
- (5) 受託者は、本事業の成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証することとし、第三者との間で発生した知的財産権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 本委託業務により制作される成果物の著作権は、県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 県が行う実地検査に協力すること。
- (8) 委託期間終了後5年間は、本委託業務に関する以下の書類を保存すること。
  - ・見積書 ・発注書 ・契約書 ・納品書 ・請求書 ・振込依頼書
  - ・領収書 ・現金出納簿 ・帳簿、元帳
- (9) 本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記2

### 情報セキュリティ関連業務特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

#### (情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

#### (機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

#### (従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

#### (異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

#### (機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

#### (ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

#### (コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

#### (法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）  
（実地調査）

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。

注1 「甲」は新潟県を、「乙」は受託事業者を指す。

- 2 情報セキュリティ実施手順及び緊急時対応計画等に基づき、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略し、若しくは削除すること。